

# お手続きにあたって必要なもの（特定一般教育訓練給付金）

受講開始 1ヶ月前までに提出が必要な書類（受給資格確認）

## 【必ず提出が必要なもの】

### ① ジョブカード（訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）

事前予約の上、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードの交付を受けて下さい。予約先や予約方法等の詳細は、別リンク「訓練前キャリアコンサルティングについて」をご確認下さい。

### ② 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます。

※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にはマイナンバーの記載が必要です。

### ③ 本人・住居所確認書類

申請者の本人確認と住居所確認を行うため、官公署が発行する証明書です。具体的には、運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれかです（コピー不可）。郵送の場合は、本人・住居所確認書類のコピーを添付してください。

### ④ - 1 個人番号（マイナンバー）確認書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです（コピー不可）。郵送の場合は、書留等の記録付郵便により個人番号（マイナンバー）確認書類のコピーを添付してください。

### ④ - 2 身元（実在）確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）などです（コピー不可）。郵送の場合は、身元（実在）確認書類のコピーを添付してください。

### ⑤ 払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）

※雇用保険の基本手当受給資格者等であって、既に「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届出の必要はありません。

※古い様式の②の用紙をお持ちの方で、払渡先希望金融機関の確認印を受けて頂いている場合は、必要ありません。

## 【該当者のみ提出が必要なもの】

### ◆ 専門実践教育訓練給付および特定一般教育訓練給付再受給時報告

過去に専門実践教育訓練給付および特定一般教育訓練給付を受給したことがある場合に必要となります。

### ◆ 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、 証明書等の添付書類

## 受講修了後の支給申請時に提出が必要な書類

### 【必ず提出が必要なもの】

#### ① 受給資格確認通知書

受給資格確認時にハローワークでお渡しします。

#### ② 教育訓練給付金支給申請書

教育訓練の受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。

#### ③ 教育訓練修了証明書

指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します。

#### ④ 特定一般教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に関する領収書

指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書（又は必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、なくさずに保管しておいてください。

#### ⑤ 本人・住居所確認書類（⑤・⑥は受講資格確認時の提出書類③・④と同様）

#### ⑥ 個人番号（マイナンバー）確認書類・身元（実在）確認書類

#### ⑦ 教育訓練経費等確認書

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます。

#### ⑧ 特定一般教育訓練給付受給時報告書

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます

## 【該当者のみ提出が必要なもの】

◆ 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、  
証明書等の添付書類

### ◆ 特定一般教育訓練実施者が発行する返還金明細書

「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人  
に対して還付された（される）場合に、指定教育訓練実施者が発行します。